

平成 20 年度 高知県農林業基本対策審議会

日 時：平成 21 年 2 月 25 日（水） 13：30～16：30

場 所：高知城ホール 2F「くすのき」

出席者：

（審議会委員）山崎實樹助 大山 端 宮脇 真弓 公文 健 居長原信子  
小門 賢一 中山 尊裕 川田 勲 西井 一成 三谷 英子  
西岡 雅行 能勢 瞳

（県農業振興部）川上部長 土橋副部長（総括） 前田副部長 藤田農政企画課長  
西尾農業農村支援課長 林協同組合指導課長 原環境農業推進課長  
横山園芸流通課長 森田地産地消課長 桜谷畜産振興課長  
井上農業基盤課長

（県森林部）臼井部長 坂本副部長 土居森林政策課長 西村森づくり推進課長  
久武森づくり推進課企画監 杉本林業改革課長 大野木材産業課長  
森治山林道課長

【 開 会 】

（西岡農政企画課課長補佐）

定刻になりました。ただ今から、高知県農林業基本対策審議会を開会いたします。

私は、審議会の事務局であります農政企画課の西岡と申します。会長選出までの間、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、高知県農業振興部長からご挨拶を申し上げます。

【 農業振興部長挨拶 】

（川上農業振興部長）

委員の皆さまにはご多用のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから県行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、本年度、産業振興計画の策定を進めていることにつきましては、すでに、皆さまご存知のこととは思いますが、この計画は、当審議会から答申を受けて策定しました「こうち農業・農村振興指針」及び「木の産業づくりと森の再生プラン」に沿って進めてまいりました取組を、最近の情勢変化も踏まえて、さらに具体的に、また、新たな取組や産業間の連携によって相乗効果を発揮できる取組などを加えて、取組方針やこれからの対策を整理しております。

後ほど、ご説明をさせていただきますが、この計画は、実現するための計画として策定

しているものであります。

農業分野では、「まとまりのある産地づくり」や「環境保全型農業のトップランナーの地位を確立」によって、全国に類を見ない、他県が追随できない農業県となることを目指し、中山間地域においては、「生活できる所得を確保するこうち型集落営農の実現」に向けた取組を強化していく考えであります。

さらに、「1.5 次産業の推進」や地産地消の徹底など、いずれも農家の所得の向上と「次世代へ引き継ぐ魅力ある農業の実現」を目指して、生産者と農協等農業団体、行政が一体となって取組を進めていくことが重要であると考えております。

林業分野では、環境の面からも森林を適正に管理し、「健全な森づくり」を進めるとともに、「林業・木材産業の再生」、「木質バイオマス利用の拡大」、特用林産物等の「森のものの活用」など、原木の生産や加工、流通体制の効率化や都市との交流などを進め、豊かな森林資源を有効に活用して、中山間地域での所得の向上や雇用の確保に結びつけていくことが重要であると考えています。

この計画の実現に向けて、県としまして、産業振興推進部の設置など新たな組織体制を構築し、支援策となる事業の創設や拡充を盛り込んだ平成 21 年度の当初予算案を、今議会に提案することとしております。

知事の言葉では、平成 21 年度は、まさに「実行元年」、県勢の浮揚に向けて汗をかく、実行すべき時であります。

計画に基づく取組は、その成果や進捗状況を検証し、より効果的に、より早く実現できるよう、毎年、見直しをすることとしております。

当審議会におきましては、豊富な知識を持つ委員の皆さまから、農林業の基本政策と照らし合わせて、計画の見直しや施策の実践に関するご意見をいただきたいと考えております。そうした意見を踏まえて、翌年度の取組の見直しに活かしていきたいと考えておりますので、引き続きご指導・ご協力をいただきますようお願いいたします。

本日は報告案件として、「こうち農業・農村振興指針」及び「木の産業づくりと森の再生プラン」の進捗状況と産業振興計画に関することをご報告いたしますとともに、県の平成 21 年度当初予算についての報告もさせていただくことになっております。どうかよろしくをお願いいたします。

## 【 会議成立報告 】

(西岡農政企画課課長補佐)

本日は、当審議会委員 16 名のうち、12 名の委員の皆さまのご出席をいただいております。高知県農林業基本対策審議会条例第 7 条第 2 項に定めます会議の成立要件を満たしておりますことを、ご報告申し上げます。

## 【 会議次第説明・委員紹介 】

(西岡農政企画課課長補佐)

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。まず1枚紙の配付資料一覧がございまして、その中に資料1から資料4-3まで、それぞれの資料が配付されていると思います。ご確認をよろしく申し上げます。

それではお手元の資料1をご覧くださいと思います。「平成20年度高知県農林業基本対策審議会」と書かれた表紙をめくっていただき、1ページをお願いします。

本日の会議は、ここにあります「審議会次第」に沿いまして進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議事に入ります前に、今回、委員にご就任いただきました皆さま方を、先ほどの資料の2ページ、審議会名簿にお示ししていますのでご覧くださいようお願いします。

それでは本日ご出席いただいております委員のご紹介をさせていただきます。

まず、関係団体の役職員としてご就任いただいております、

山崎委員でございます。

大山委員でございます。

宮脇委員でございます。

公文委員でございます。

居長原委員でございます。

金融機関の役職員としてご就任いただいております、

小門委員でございます。

行政機関の職員として、ご就任いただいております、

中山委員でございます。

学識経験者としてご就任いただいております、

川田委員でございます。

西井委員でございます。

三谷委員でございます。

西岡委員でございます。

能勢委員でございます。

以上で、ご出席の委員のご紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 【 幹部職員自己紹介 】

(西岡農政企画課課長補佐)

続きまして、県の幹部職員の自己紹介をさせていただきます。まず、農業振興部から願いたします。では、農業振興部長から、

(川上 農業振興部長)  
(土橋 農業振興部副部長(総括))  
(前田 農業振興部副部長)  
(藤田 農政企画課長)  
(西尾 農業農村支援課長)  
(林 協同組合指導課長)  
(原 環境農業推進課長)  
(横山 園芸流通課長)  
(森田 地産地消課長)  
(桜谷 畜産振興課長)  
(井上 農業基盤課長)

(西岡農政企画課課長補佐)

続きまして、森林部からお願いします。森林部長からどうぞ。

(臼井 森林部長)  
(坂本 森林部副部長)  
(土居 森林政策課長)  
(西村 森づくり推進課長)  
(久武 森づくり推進課企画監)  
(杉本 林業改革課長)  
(大野 木材産業課長)  
(森 治山林道課長)

#### 【 会長・副会長選任 】

(西岡農政企画課課長補佐)

どうもありがとうございました。

それでは引き続いて会議に入ります。

まず最初に会長、副会長の選任をお願いしたいと思います。審議会条例第6条第1項では委員の互選によって会長、副会長を定めることとしています。会長、副会長の選任につきまして、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。どなたかご意見はございませんでしょうか。

ご意見がないようでしたら、事務局案ということで述べさせていただきますがよろしいでしょうか。

《異議なし》

(西岡農政企画課課長補佐)

事務局案といたしましては、本審議会は農林業振興のための基本対策全般を審議する機関であることから、会長には前任期において会長を務められ、経験が豊富で、農業全般に通じておられる高知県農業協同組合中央会会長の山崎委員、また副会長には本日欠席されていますが、やはり林業を代表して幅広い見識をお持ちの高知県森林組合連合会代表理事専務の森澤委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

《異議なし》

(西岡農政企画課課長補佐)

ありがとうございます。では、ご承認をいただきましたので、会長を山崎委員に、副会長を森澤委員にお願いをいたします。本日ご欠席の森澤委員には、副会長に選任されたことを事務局の方から連絡するようにいたします。山崎会長には恐れ入りますが、会長の席へお移りいただきしたいと思います。

それでは審議会条例第7条第3項によりまして、会長が、会議の議長となることとされておりますので、会議の進行を会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【 会長挨拶 】

(山崎会長)

改めまして中央会の山崎でございます。委員の皆さんのご賛同を得まして引き続き、この審議会の会長を務めることになりました。よろしく申し上げます。

ご承知のとおり、経済情勢も大変な状況になっておりますけれども、当審議会の任務の重さをひしひしと感じているところでございます。きちんとした、先を見据えた論議をしていただき、方向性を出しながら農林業の振興に向けての審議会の審議を進めてまいりたいと感じるところでございます。皆さんのご協力を得ながら審議会としての役割を果たしていきたい、このように考えておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

【 議事録署名委員指名 】

(山崎会長)

それではこれから後の審議の進行役を私の方でさせていただきます。お手元の会議資料の1をお開きいただきたいと思います。当審議会は、すでに始まっておりますけれども、まだ本日の議事録署名委員が決まっております。お構いなければ、本日の議事録の署名委員について、私の方からご指名させていただきますと思いますが、いかがでしょう。

《異議なし》

(山崎会長)

今日の審議会の議事録署名委員を小門委員さんと中山委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【 部会委員及び部会長の指名 】

(山崎会長)

それでは早速、会次第に沿って進めてまいりたいと思います。まず新しい委員が就任されて、本日の会になっておりますので、部会の委員並びに部会長を本日決めたいと考えております。よろしくをお願いします。

お手元資料の4ページを開けていただきまして、当審議会条例の8条を見ていただきたいと思います。本審議会にはここにあります5つの部会を置くことができることになっていますが、当面畜産、構造改善、農村工業の部会については審議する予定がないので、本日は農業部会と林業部会の設置をお願いしたいと思います。併せて両部会の部会長も決めていきたいと思います。よろしければ、私の方で指名するということになっておりますので、事務局の方で資料をお回しいただき、ご協議いただき、それぞれの部会へのご就任をお願いしたいと思います。

今、申し上げましたように農業部会と林業部会、この2つを引き続き立ち上げていきたいと思っています。委員の皆さんのこれまでの専門的知識、あるいは両部会の構成の内容等々を含めましてこのような委員の配置にさせていただいております。お構いなければ、この形でご了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

《異議なし》

(山崎会長)

そして、両部会の部会長も私の方から指名をさせていただくということになっておりますので、農業部会については西井委員、林業部会については川田委員にご就任をぜひお願いいたしたいと思います。ご了解いただきたいと思います。

両部会長さん、今後よろしくお願いいたします。

部会の委員、部会長さんを決めましたので、それでは本日の議題の3に移らせていただきます。3につきましては、「こうち農業・農村振興指針」とほぼできております産業振興計画の5つの分野の中の農業分野について報告をいただきたいと思います。指針の進捗状況なり、産業振興計画の内容なり、また両者の関係等について事務局の方からご報告いただき、ご協議いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【 「こうち農業・農村振興指針」と産業振興計画（農業分野）について報告 】  
（藤田農政企画課長）

農政企画課の藤田と申します。座ったままで失礼させていただきます。

それでは、今回、はじめての方もおいでになりますので、指針の概要を簡単にご説明いたします。お手元の「こうち農業・農村振興指針」の概要版、パンフレットをご覧ください。

本審議会で、平成 18 年度にご審議いただき策定されましたもので、表紙をめくっていただきまして、左側の上の方に「指針策定の趣旨」と「指針の期間」を載せております。平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間の指針でございます。

最後の裏表紙に、この 5 年後に到達したい目標ということで、数値目標を掲げています。この項目は 33 項目になりますが、進捗状況につきましては、後ほどご報告させていただきます。

次に、産業振興計画につきまして、簡単にご説明いたします。

先ほど部長の方からもお話ししましたとおり、尾崎知事が就任して以来、下降傾向にある県勢を何とかして上昇傾向に転じるためには、本県経済の抜本的な構造改革に正面から取り組まなければならないという強い考えのもと、昨年 6 月から検討委員会及び専門部会の委員の皆さまをはじめ、多くの方々のご指導のもと、最終取りまとめの案を 2 月 17 日に、ご了承いただきました。

産業振興計画は、お配りしています資料の 2 - 1 が「総論」になっています。資料 2 - 2 が「産業成長戦略編」になっています。それと今回はお配りしていませんが、地域アクションプランの 3 部で構成されております。総論では、本県の弱みを克服し、機会を活かし「食」、「自然と歴史」、「人」という強みを活かす視点で、改革のため本県が進むべき 3 つの基本方向、「足下を固め、活力ある県外市場に打って出る」、「産業間連携の強化」そして「足腰を強め新分野へ挑戦」を定めております。

「産業成長戦略」は、この改革のための 3 つの基本方向に沿って、5 つの産業分野と、これらの産業間で連携して取り組むテーマについて、これまでの取組を検証し、目指すべき姿を定め、これからの対策をいつ、誰が、どのように進めていくのかを具体的に記載しております。

「地域アクションプラン」は、県内を 7 ブロックに区分し、それぞれの地域の特徴を踏まえた地域の産業について、将来像や重点化の方向性を検討し、地域で実践する具体的な取組を記載しております。

この計画は、当面の目標を平成 23 年度末とし、計画全体を毎年 P D C A サイクルによって改定することとしております。

次に、指針と産業振興計画との関係につきましては資料の 3 - 1 をご覧ください。指針と計画との関係を簡単に対比しております。産業振興計画の策定にあたりましては、農業部会の部会員には、本審議会の山崎会長をはじめ大山委員、宮脇委員、西井委員、三谷委員

にもご参画いただきました。右上の策定の趣旨をご覧ください。

- ・ 指針の方向性に沿って、目指すべき姿の実現に向けて、具体的に取組を実践することで所得の向上を目指す。
- ・ 生産者のまとまりを基軸として、生産者と農協等農業団体、行政が一体となって取組を進めていくために策定。
- ・ 指針の方向性の下、農業振興のためのアクションプランと位置づける。

来年度以降、本審議会に指針の進捗状況とともに、この計画の進捗状況等のご報告をさせていただきます、計画実行へのご助言等をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、産業振興計画の農業分野の成長戦略の概要を簡単ですがご説明します。

概念図集 資料2-3の10ページをお願いします。

これまで7回の部会が開催されまして、取りまとめいただきました農業分野の最終案は、「まとまりの形成」を基軸として、「競合に打ち勝つ高知ブランドを再構築」と「新たな取組による農業・農村の発展」の2つを、本県農業の振興を図るうえでの戦略の柱としました。

まず、1つ目の柱であります「競合に打ち勝つ高知ブランドを再構築」、左の端の帯に書いていますが、これでは、図の中央にあります「生産から流通・販売までの一元的支援体制の構築」として、県が構築する新たな体制のもと、「新需要開拓マーケティング事業」などによって、販路開拓と有利販売に向けた農業団体との協働の取組を進めていきます。

図左上の「まとまりのある園芸産地の再構築」では、生産者が力を合わせて産地間の競争に打ち勝っていくため、「まとまりのある園芸産地育成事業」で生産者同士が栽培技術を学び合い教え合うことによって、高品質・高収量を確保し、産地全体のレベルアップと所得の向上につながるよう取り組んでまいります。

こうした取組を進めていくとともに、図の中央縦書きにある「環境保全型農業のトップランナーの地位を確立」では、IPM技術などの環境保全型農業の技術を全県、全品目に普及し、GAPの取組や認証制度等を活用することによって、全国に類を見ない、他県が追随できない農業県となるよう、県内全域で推進していくこととしています。

また、図の右上、「生活できる所得を確保するこうち型集落営農の実現」では、園芸品目等を導入し、集落が一体となって営農活動を行うことで、所得の確保と集落の維持・活性化を目指し、本年度の10カ所のモデル集落に加えて、来年度は5カ所を追加して、取組を拡大していく計画としております。

図の中央上、「品目別総合戦略の実践」では、品目ごとに生産から流通販売までを見通した総合戦略を策定し、生産者や農業団体、行政が課題解決に向けて、その戦略を共有し、実践するものです。現在のところ、園芸で28品目、図の左下にあります米、茶、畜産を加えて合計35品目となっており、今後も適宜、品目を追加していく予定です。

また、図右上の「担い手の育成と生産資源の保全」では、認定農業者や新規就農者を継続的に確保する対策を強化するとともに、新たな担い手の姿であるJA出資型法人の育成



を推進することなども計画に盛り込んでいます。

以上、6つの項目で競合に打ち勝つ高知ブランドの再構築に努めてまいります。

次に2つ目の柱であります「新たな取組による農業・農村の発展」を、図の中央下に位置づけていますが、「1.5次産業の推進」として、産業化を図るため、原材料を安定的に生産・供給し、加工・流通・販売をトータルに支援していく体制と、県の総合補助金などによって、産業間の連携強化と企業の参入を促し、新商品の開発と販売が成功するよう、取り組んでいくこととしています。

また、「高知の食」を活用した取組の拡大」として、地産地消の徹底を進めるため、来店型の農産物販売所の充実・強化に加えて、中食・外食等の業務筋のニーズに対応する情報発信ができる直販所づくりを行うとともに、食育においては、地域特産物の活用拡大や県産食材利用率の向上に取り組む計画としたところです。

こうした取組を進めていくことで、生活できる所得を確保し、「次世代へ引き継ぐ魅力ある農業」が実現できるものと考えております。

農業分野の成長戦略の最終取りまとめ案についてですが、資料2-2、農業分野のインデックスのついた2ページをお願いします。これは戦略の柱ごとに整理したものです。1つ目の柱で6つの取組方針ごとに、現状、これまでの取組、課題、これからの対策、改革の方向、H20からH23のスケジュールと目指すべき姿を項目ごとに、31ページまでわたっています。2つ目の柱で3つの項目で37ページまで整理しております。これからの対策の欄の中にある 印は新規対策、 は拡充対策、 は継続の対策という印です。

また、38ページから51ページには、県民の皆さまに、こうした取組へのご理解をいただけるよう、イメージ図をお付けしております。

以上が簡単ですが産業振興計画のご説明です。

それでは、続きまして指針の進捗状況についてご説明いたします。

資料3-2、「こうち農業・農村振興指針の進捗状況」をお願いいたします。めくっていただきまして、1から2ページの一覧表をご覧ください。

項目名の左に通し番号を付けておりますが、1番の「園芸品の系統率」から2ページ最後の端の33番「農家民宿等の数」までの33項目について、平成23年度の目標値と進捗状況を一覧表にしたものです。それぞれのページの表の中ほどに「現在の目標」の欄がございますが、これは昨年、ちょうど1年目の進捗状況をお話させていただいた時に、数値の目標を上方修正を行ったものがございます。8番の「農業法人数」、24番の「集落営農組織数」、31番の「直販所販売額」、32番の「給食に対応している生産者組織数」の4つの項目について新しい数値目標を記載しています。なお、24番の「集落営農組織数」については、これまでの数値の把握に誤りがあったため、見え消しで修正していますが、後ほど詳しくご説明したいと思います。

右端の評価の欄につきましては、今回報告させていただくH20年度の数値に対してのもので、2ページの下に記載しておりますが、 の3つのパターンで表現してありま

す。

は、取組2年目となる今回の報告で、既に数値目標が達成され、目標を超えて進んでいるもので、これが5項目ございます。は、ほぼ目標達成に向け進んでいるもので、これが9項目ございます。は、目標どおりに進んでいないもので、これが19項目となっています。なお、評価の方法としましては、指針策定から5カ年の積み重ねで評価する項目につきましては、今年度が取組2年目であるため、進捗率が5分の2、40%を下回っている項目についてはと評価しています。

3ページをお開きください。3ページ以降には、それぞれの項目について取組の状況と今後の対応を追記したものを一覧にして載せています。本日は目標どおりに進んでいないの項目や目標値の修正の必要な項目について、いくつか絞ってご説明したいと思います。

まず1番目の「園芸品の系統率」及び2番目の「冬春ナスの系統率」につきましては、新たに「まとまりのある園芸産地育成事業」を設けまして、生産者同士、学び教え合う場のしくみづくりを支援し、JAを中心とした産地のまとまりづくりに向けて取組を実施しています。さらに、産業振興計画に基づき、新たな生産流通販売戦略を農業団体、生産者等と共有し、実践に向けて支援をしまいたいと考えております。このページの一番下の5、「農村女性リーダー数」につきましては、認定要件の運用を見直し、幅広い人材の確保に努めることで、認定数は徐々に増加しており、今後も継続して取組を進めたいと考えております。

次の4ページ6番の「家族経営協定締結農家数」についても、平成20年度からは新たに市町村農業委員会を通じた推進に取り組むとともに、未締結農家や関係機関を対象とした家族経営協定締結農家の経営改善事例の研修などを行い、平成20年12月末で324戸と、その成果が出てきているところでございます。

7番の「新規就農者数」につきましては、指針策定時から約、年間115人という横這いを維持しているものの、今後は県外の相談だけでなく新たに県内での相談活動を行うなど、新規就農センターの相談対応の機能強化や市町村等が行う研修事業への支援を充実し、研修機会の増加と新規就農者の育成確保を一層進めてまいります。また、その下の法人化への取組も併せて、関係団体等と連携しながら、新たな担い手としてJA出資型法人の設立支援を行ってまいります。

9番目の「園芸用ハウス面積」については、今回の調査結果により、目標値を下回っています。このままでは、指針最終年の23年度には、1,391haに減少する傾向にあるため、来年度はレンタルハウスの補助限度額や補助率等、制度の見直しによる拡充を図りまして、ハウス面積の確保に努めてまいります。なお今回、目標値をすでに下回っているため、1,600haから1,520haに下方修正をご検討いただきたいと思います。

10番目の「ナスの新品種「土佐鷹」の栽培面積」については、長年、作り慣れた品種からの変更は容易ではありませんが、土佐鷹の組織的な普及にむけた説明会の開催などにより、栽培面積は拡大しつつあります。「まとまりのある園芸産地育成事業」による篤農家

技術の普及とも組み合わせた取組を推進してまいります。

次のページ、5ページをお願いします。13番の「こうち環境・安全・安心点検シート（その1）の実施率」については、進捗状況の数値が約1年近く前のものということもあり、低い数値（8%）となっていますが、平成21園芸年度からは、園芸連のエコシステム栽培の登録要件に追加するなど、JAグループの生産履歴記帳運動と合わせまして、こうち環境・安全・安心点検シートの取組を推進中であり、すでに、県内全域の主な生産部会において説明会等を実施しており、生産者の取組への理解・合意形成がなされてきているところでございます。

14番の「エコシステム栽培農家数」と16番の「天敵導入農家率」については、推進体制の不十分さや天敵による防除効果の不安定さ等から、数値は伸び悩んでいますが、コナジラミ対策として天敵の温存ハウス等の普及による土着天敵の利用促進とエコシステム認証の推進体制の強化などを併せて拡大を図っていく予定でございます。

次の6ページ、17番の「適正施肥のための土壌診断・処方箋点数」は、の評価となっています。家畜ふんたい肥の有効利用や低成分肥料の導入と併せて、土壌診断に基づく適正施肥をさらに推進していくことから土壌診断及び処方箋点数の目標値を9,200点に上方修正したいと考えています。

18番の「有機農産物の品目別栽培技術指針」については、指針の作成から2年続けて0品目となっていますが、今までの実証や「有機のがっこう」での栽培実例を踏まえ、来年度から指針を作成する予定であり、一気に品目数が増加する予定です。

7ページをお願いします。24番の「集落営農組織数」については、評価がです。この1年間、県・市町村・JAが連携し、集落営農へ誘導するための県単補助金等を活用しながら強力に取り組を進めた結果、新たに32組織（うち準じる組織からの移行10）が立ち上がり、かなりの成果が現れているところです。産業振興計画に位置づける、中山間地域での「生活できる所得を確保するこうち型集落営農の実現」のベースとなる組織として、期待できるところであります。

こうした取組を進める中、集落営農組織数を把握する各地域の担い手育成総合支援協議会において、集落営農に対する意識が高まり、その取組内容についても理解を深めてもらえるようになった一方で、これまで集落営農組織や集落営農組織に準じる組織に至っていない農作業受託組織を集落営農組織数にカウントしている地域があることが判明いたしました。このため、資料のとおり、昨年度までの組織数について、修正をさせていただいたところでございます。

また、これまでは、集落内の「過半の農家の参加があるか、ないか」で、「集落営農組織」と「準じる組織」を区分してまいりましたが、集落営農は、集落の皆さんの主体的な取組によるものであり、「こうち型集落営農」の実現につながる集落営農組織を育成していくうえでは、こういった区分をするのではなく、一体的に推進していくものであることから、アンダーラインで示しているように、「集落営農組織数（準じる組織を含む）」とし、「集落

営農組織」と「準じる組織」を一括りにした目標である 200 組織に修正したいと考えております。

26 番の「肉用牛飼養頭数」については、飼料高騰による経営状況の悪化により、新規就農の妨げや肥育素牛の買い控えの動きがあり、増頭に歯止めがかかっている状況です。来年度は産業振興計画に基づき、一層の生産コストの削減や効率化に向けた取組と消費拡大や所得向上への取組を推進してまいります。

8 ページの 32 番、「給食に対応している生産者組織数（延べ数）」については、生産と消費のマッチングにより、地域内での情報交換が円滑に図られ、消費側の給食への地域食材利用促進についての関心も高まってきており、前年より 14 組織増加しています。産業振興計画においても、学校給食などにおける食育を通じた地産地消の拡大をすすめることにしており、このことから、目標値を 90 組織に上方修正したいと考えています。

以上、長くなりましたがご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

（山崎会長）

農業・農村振興指針の進捗状況は 2 回目になります。それから産業振興計画の農業分野の概要、それと指針と振興計画との関係づけ。これらについてご説明いただきましたが、ただ今から意見交換に移りたいと思います。特にこの審議会の大きな目的でございます進捗状況のチェック等を中心にご議論いただきたいと思います。課長の方からご説明がございましたように、目標の下方修正あるいは上方修正、両方の修正等もございますし、内容の修正を伴う数値の修正、こういうものもご報告いただいたところですが、ご意見、お気づきの点等々、お話を進めていただきたいと思いますが、委員の皆さんご自由に。はい、どうぞ。

（大山委員）

すみません。まず、指針の進捗状況のところ資料の 3 ページの取組状況と今後の対応のページの（1）の 1 の系統率ですけど、このままの数字でおいておくのも 1 つだと思いますが、検討いただいたらと思うのは、園芸連の販売額と農業産出額から試算していますので、多分、産出額が 19 年度 1,000 億円弱で、園芸連の取扱額が 30 億円ぐらいでしたので 94% となっていると思います。産出額と販売額から逆算しますと 640 億円の産出額で、我々が使います 0.7 で割って産出額と置き換えるわけですけども、販売額であれば、産出額を販売額で置き換えるというような検討ができないだろうか。理由は、こういう公の権威あるところで決まる数値があまりにも低い。実際は販売額と販売額、産出額と産出額を比べればもう少し高いと思います。ただ、傾向、目標、そういうことを見ていく上での使い方としては全く問題ないと思いますし、これでいいと思いますが、内容をちょっと誤解される場合があるんじゃないかなと思いますので、なお事務局の方でご検討いただけたらと思います。

もう1点、園芸用のハウス面積の減少ですが、実態からいったら確かにこういったことだと思いますし、県の施策等でもかなり積極的な対策を打っていただいているわけですが、ここでも、どこかの項目にもありましたように、減少の一番大きいのは、一昨年の重油価格の高騰に伴う生産意欲の後退、所得の不安定による減少というのが極めて大きいのではないかと思います。ですからそういった点も見極めながら、面積として出していったらどうだろう。数値は数値でこの通りでいいと思いますけれども、その辺りの考え方があればお伺いしたいと思います。

(山崎会長)

大山委員から2点についてご意見ございましたが、事務局の方でご答弁できますか。

(川上農業振興部長)

系統率の算出の方法については、販売額と販売額、あるいは産出額と産出額を比べたらいいのではないかとご提案がありました。そこをどういう形、どういう数字が出てきているのかということが問題になりますが、多分、園芸連の販売額は確定値で出てきている。産出額も統計的に確定値が出てきていますので、その中で算出させていただいているというふうに思っています。販売額と販売額を比べる方法という形で数値がきちっと確保できれば、その方がいいかもしれませんので、そこはまた検討させていただきます。

それからもう1つのハウス面積の目標あるいは実態の問題ですけど、確かに大山委員が言われるように、一番影響のある県単のレンタルハウス整備事業につきましても限度額が今まで500万円だったものを700万円に上げて、あるいは建て替えの部分についても、今まで5分の1だったものを3分の1、それから中古ハウスが使えるようにしてありますし、災害時についても6分の1だったものを3分の1にしてあります。こうした形でかなり充実はしてありますし、今の高知県の農業の厳しい状況の中で、一定の効果は当然我々は期待しています。今後はこれを、1,600haあたりで止めたかった。だから目標を1,600haにしたわけですが、やはりそれを割ってしまったという事実がございます。そういうことも踏まえて、なるべく農家の方に、こうした県の事業をしっかりと使っていただけるようにしています。またこの事業は約3億円の予算にしてありますが、今年度と比べると、約9,000万円増やしてあります。それが農家の需要というものをしっかりと調査させていただいて、その需要に応じて予算額を算定してありますけど、農家経営の中で、どうしても途中で断念をすると。需要の中へ入っておりますけど、これが実際使われないと、断念されて使われないという予算も当然入ってきていますので、できればしっかりと使っていただけるような農業のあり方というものと一緒に作っていきたいと思っています。

「まとまりのある園芸産地育成事業」を新たにやっております。去年の9月から補正でやっていますが、これは各産地が高いレベルの篤農家の技術をみんなで共有していこう、みんなで学んで教え合っていこう、高いレベルの産地を作っていこうという事業でございます。

ますが、これは来年度の予算では、120カ所を170カ所に増やしてさらに拡大的にやっ  
ていこうと考えています。この事業につきましては、普及の職員が農家の中へしっかり入  
っていく。そしてその農家の所へ入って行って、篤農家の技術をできるだけ多くの方が学  
んでいただく、一緒に学んでいただく、という形で産地全体のレベルを上げていく。そう  
することによって、農家の所得の向上を図っていきたい。あるいは所得の安定を図って  
いきたいという事業でございます。そうしたことがしっかり根付いてくれば、ハウス面積が  
拡大する可能性もあるかなと思っています。

このような事業は、多分高知県だけだろうと思っています。やはり高知県の農家の特性  
というんですか、過去にはしっかりまとまってみんな教え合って、学び合っていく姿があ  
ったわけですが、そういう姿をさらにみんなで作っていきたい。普及がしっかり農家の中  
へ入って、農家の方々と連携して高いレベルの産地を目指していけば、ハウス面積の拡大  
に向けた方向性も出てくるのかなと期待しているところです。以上です。

(山崎会長)

他に委員の皆さん、ご説明いただいた資料の中で、どこからでも構いません。お気づき  
の点等。

(西岡委員)

西岡ですが、先ほどと同じ指針の進捗状況の8ページの直販所販売額の所ですが、特に  
意見ということではありません。別の会議で、ある方から、私は直販所で新鮮なものを買  
っている、ということで、県の方にぜひ直販所のような安心・安全な野菜をスーパーにも  
置いて欲しいという質問がありまして、実は今、直販所で売られている野菜に対して、そ  
うした声が多く出ているということが報告されておりました。そういうことも含めて、この  
安心係というのが置かれているんだろうと思いますけど、ぜひこの安心係の中身が、私自  
身余り理解をしていませんので、どのような内容で講習などをやられているのかなと1つ  
お聞きしたいと思います。本当に、直販所にある商品については、鮮度は当然抜群ですの  
で、一消費者とすれば、新鮮＝安心というふうには受け取ったりもしますので、ぜひこのよ  
うに努めていただきたいと思います。この中身についてぜひご説明いただければと思いま  
す。

(山崎会長)

直販所の安心係の養成講習会の中身等々、ご質問ございました。

(森田地産地消課長)

座ったままで失礼します。安心係についてですが、ようやく最近、食の安全・安心が関  
心事になっていますので、農薬の適正使用とか作物の履歴といったものを記帳するような

指導を農業振興センターと共にしています。それを年に3回ほど講習をさせていただきまして、県内に今142の直販所がございますが、今現在、70%ほどの安心係を設置しています。それをこの3年間で全店に設置できるような体制づくりをしたいと思っています。

(原環境農業推進課長)

ちょっと補足の説明をさせていただきたいと思います。今、安心係をそれぞれの直販所に設置され、農薬の適正使用とか生産履歴の記帳、あるいは衛生管理といった面を指導していますけど、合わせて行政の方でも残留農薬検査を、無作為の抽出で、それぞれの直販所からサンプルを取りまして検査をするというような形で行っています。年間、直販所につきましては農業部局と保健所などの衛生部局と合わせまして、約200検体ぐらいを調査し、指導をしているということです。

(山崎会長)

よろしいでしょうか。

(公文委員)

2つぐらいお聞きしたいと思います。認定農業者についての内容を教えてもらいたいと思います。これにつきましては、大変失礼ですが、これほど認定農業者を集めなければならないのか、と私は思います。その点についてお聞きしたいと思います。

もう1点は、木質バイオマスにおける、これからの高知県の指導についてのお話をお伺いしたいと思います。

(山崎会長)

認定農業者、バイオマスの話、2点。

(西尾農業農村支援課長)

農業農村支援課です。座ったままで失礼します。認定農業者につきましては、経営改善を図ろうとする農業者の方が、例えば5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。生産方式の合理化ですとか、経営管理の合理化、そういった取組内容を記載して、市町村に申請しまして、認定農業者に市町村が認定いただくということで、それぞれの経営改善を図ることが大きな目標でございます。国の事業自体もいわゆる継続性のある農業者、経営改善を図っていこうとする認定農業者の方に支援策がシフトしていることもございまして、認定農業者の確保に我々も努めているというところです。

ご指摘のとおり、中身が大事だと思いますので、認定農業者に認定された方については、もちろん資金等の支援策はありますが、経営改善計画が計画どおりいかにフォローしていくという体制を敷いていますので、そういう意味で経営改善を評価させていただき、

進捗状況を確認させていただきながら、フォローさせていただく。そしてまた再認定に繋がっていきたいと考えているところです。

(原環境農業推進課長)

木質バイオマス燃料の件ですが、非常に重油が高騰するという中で施設園芸の利用、これを検討してきたところです。今、重油価格が少し落ち着いているということもございませけれども、将来、どのような状況になるか分からないということもありまして、これを園芸用の重油に代わる燃料として使えるかどうかということで、今現場での実証調査、そういった取組を、農業団体と一緒にやっていくところです。そうした状況の中で、その成果を次に繋げていくということで考えていきたいと思っています。

(山崎会長)

バイオマスの関係はですね、産業振興計画のいわゆる産業間連携として、林業の振興あるいは環境の面からも今言われた重油の代替として、随分産業振興計画の中でも論議がされてきました。

(大野木材産業課長)

ちょっと補足説明をさせていただきますと、資料2-2の49ページを開けていただきますでしょうか。その所に、会長がおっしゃられましたとおり、産業振興計画の中では県を上げて取り組む連携テーマの1つとして、木質バイオマス関連を取りまとめております。具体的には50ページから53ページにわたりまして、取り組む内容を記載しておりますが、まず50ページのところでは、一口に木質バイオマスと言いましても発生源から隣地に放置されているもの、あるいは製材工場等、加工現場で出てくるもの、いろんな形態がございます。単価が非常に安いという現状がございますので、その安いものをいかに効率的にコスト合わせができるかというのが1つの大きな課題でございますので、50ページ、51ページにつきましては、原材料の収集について、今後どのように取り組むかということを取りまとめているものでございます。

それから52ページ、53ページにつきましては、一方利用機器について、先ほど農業の方からもご説明がございましたが、まだ機器について十分な検証がなされていないという側面もございますし、利用率が低いということでコストが非常に高いというふうな課題もございます。従いまして、進めていく上にあたって、公的な支援、そういうものをどのように導入していくかというふうなことを整理しているところでございます。

なお、林業分野の振興計画の別図6の中に、そういったことに対して、どういう支援をするかを整理した図表を付けておりますので、後ほど参考までに見ていただければ全体概要が分かるかと思えます。



(山崎会長)

ありがとうございました。公文委員さん、林業の方からご説明いただきました。また後に4の議題の中でもご説明があるかと思えます。よろしいでしょうか。

小門委員さん、どうぞ。

(小門委員)

先ほど振興指針と振興計画の関係について資料でご説明いただいたんですが、説明の中では振興計画は振興指針の趣旨も踏まえて、より具体的なアクションプランとして策定されたというふうに聞きましたけれども、振興計画の方には、今日先ほどご説明のあったような進捗状況にあったような数値目標とか、そういうのというのはあるんでしょうか。それと来年度以降はどちらの進捗管理、ダブルで進捗管理をしていくのか、振興計画に1本化して進捗管理をされていくのかといったところを教えてくださいませんか。

(山崎会長)

振興計画の農業分野における進捗管理としての数値目標等々の質問が出ましたが。

(藤田農政企画課長)

資料の2-2の産業成長戦略の農業分野のインデックスの付いている所、ご説明が長くなりますので端折ってしまいましたけれども、2ページからが、先ほどご説明した項目ごとに、具体的にこういうことをやりますというスケジュールと目指すべき姿ということで、右の端に短期的な視点、中長期的な視点ということで、目標を載せております。当然、産業振興計画の数値目標と指針の数値目標が同じものもございまして、少し違った視点で変えている所もございまして。同じものはもちろん、どちらも23年度末が目標年次でございまして、同じ数値になっています。同じ項目につきましては、違うものはそれぞれ違うという形であるんですけども、来年度以降の進捗管理につきましては、指針の進捗管理もしますし、産業振興計画の管理もするという事で、もちろんダブルしているものについては同じ進捗管理になろうと思えますけど、それぞれ少し違った視点のものは、またその進捗状況を説明させていただくということになろうかと思えます。

(山崎会長)

この審議会で作った指針は、5カ年計画ですが、最終が平成23年。新たに作った振興計画も平成21、22、23年。最後の23年が同じなので、目指す数字も普通のものは数字を同じにしているというご説明でしたが。

(土橋農業振興副部長)

ちょっと補足のご説明をさせていただきます。この資料3-1でお示したように、指針の基本的な方針をしっかりと踏まえて、引き継いだ形で産業振興計画というのは作らせていただいたということは、この図でお分かりいただけると思います。ということは、指針で皆さんご議論いただきまして目標値をどうやったかということは、踏襲すべきは踏襲しているということですが、さらに目標値を上げるべきものというのがあったとすれば、この産業振興計画の目標値を上げるという検討の段階でそういった工夫をしました。例えばまとまっていきましょうという、先ほどの系統率のお話なんかありましたが、それはきちんと踏襲をする。それだけでいいのかといった場合に、例えばまとまっていくという事業、学び教え合う事業というのはしっかりとやっていって、このような指標で見えていきますということとさらに付け加えて、よりまとまった度合いを他方面から見えるように産業振興計画は工夫したつもりです。よって、産業振興計画の進捗状況をご報告することは、すなわち指針の方向性の進捗状況をご報告するのと一緒だろうと考えています。プラスアルファの情報が付け加わっていますが、そういうことでご理解をいただけたらと思います。

(山崎会長)

小門委員さんよろしいでしょうか。それでは宮脇委員さん、どうぞ。

(宮脇委員)

この進捗状況の5ページの「天敵導入農家率」という所なのですが、天敵導入農家率を上げていくことが、農家にとってもまた高知県のイメージ的にも、ものすごくいいものだと思います。私はイチゴ農家ですので、ナスやピーマン、ミョウガのことは分からないんですけど、資料3-2には、4品目のパーセントが載っていますよね。イチゴなども小さいながらも天敵の導入はやっております。その辺も「その他」とか入れていただいたらものすごく嬉しいかなと思うんですけど、別にそのことへの不満を言うために手を挙げたわけではありません。

これからどんどん農家も目が悪くなりまして、イチゴの天敵について悪いダニといいダニの区別が全くつかないんですよ。大きな拡大鏡を持って行って必死で見ても全然分かりません。ちょっと変化はあるらしいのですが、入れてしばらく放っておくのですが、その間は消毒をしなくてすむのすごく楽なんです。安心しているとあっという間に悪いダニの方が勝ってしまって、大変なことになるというのが現状です。これをもっと増やすには、やはり天敵を大きくするとか、もっと色を付けるかとか、自分たちでも確認できるものがないと増えないんじゃないかとかいうふうに思いながら、それはメーカー側をお願いをしないといけない状況ですけど。現場はそういう状況ですので、県の方からもそういう方面へもお力を貸していただきたいというのがお願いでございます。

(山崎会長)

生産農家の現場の声として宮脇委員が話をされましたが、何か事務局の方でお話することがありましたら。

(原環境農業推進課長)

今、イチゴの方でも使っておられるということで、我々も承知しています。数値的なものは今持っていないのですけれども、調査を行っておりますので、また何かの機会にご報告をさせていただきたいと思っています。それから今、使い勝手、あるいは技術的なところだろうと思うのですが、その辺りはまた試験研究と共に一緒になって、さらに研究もしていきたい。また普及の現場でもそういった指導ができるようにきちっとしていきたいと思っています。ただ、ちょっと数値目標が思うように上がってないところがございます。これはいくつか原因があるのですが、それに向かって、その解決に向かっていろんな取組を今行っているところです。さらに上がるような取組に繋げていきたいというふうになっていますので、現場の方でもよろしくお願ひしたいと思います。

(川上農業振興部長)

私の方で補足をいたします。目標値が20年度は落ちています。これは大きな原因はシルバーリーフコナジラミという新たな害虫が出てきて、それに対する対応というのが、土着天敵を捜して、それを温存ハウスで増やして、それで退治していくということをやっているかなければいけない。新たな敵が現れて、それに対してどう対応していくかという状態であろうと思っています。これについても一定の解決策の方向へ進んでいますので、さらにIPM技術の普及をしていきたいと考えています。それから、ニーズの問題については、技術的に進んでいる所とそうでない所がございます。これらが積極的に交流をして、高い技術をどんどんその他の地域、あるいはその他の産地へ普及をしていく。そういう交流をしっかりとやっていきたいなど。そういうことをしていかないと、なかなか我々が考えているような環境保全型農業を県内全域に広げていくということにはなっていきませんので、積極的に進めていきたいというふうに思っています。

(山崎会長)

他に委員の皆さん、お気づきの点がありましたら。居長原さん、どうぞ。

(居長原委員)

大体、皆さんが私の言いたいことを言っていただいたんですけども、認定農業者のことですが、やはり実情に沿う認定農業者というのは非常に必要となってくる。特に私は四万十町の十和ですけれども、中山間というのは、県の指針にあるような認定農業者の枠というのはすごく難しいと思うし、先ほど言われたように、そこはやはり地域に1人はいない

といけないみたいな話で、無理して作るという状況もあり、無理に5カ年計画を立てて、5カ年経って計画どおりにいかなかったということも出てきています。そういう状況に合った認定農業者を作っていただきたい。

それと、私が気になっているのは、認定農業者と同じように農村女性リーダーを載せていただいているんですけど、現実的にはリーダーの活動資金は全然ないんです。この間うちの地域で食育のために野菜の写真を撮って、実の写真と花の写真でカルタを作って子どもたちにカルタ取りをしてもらおうと、小学生を対象にやりつつあるんですけど、そうしたことも自費。自分たちでデジカメで撮って、写真を大きく伸ばして、それを学校へ持って行っているんです。この間、認定農業者の方と一緒に会をして、その話を認定農業者の方にしたら、「うちは予算があるがで」、「そしたら一緒になってやろうか」といった話をしてくれました。次からは一緒にできることはやろうかという話をしました。「全然うちは活動してないからね」といった話なので、その辺りもう少し同じレベルで出していきたい。女性リーダーの活動費を多少なりとも欲しいなと思います。うちの農漁村女性グループ研究会にも予算がありません。でも、女性リーダーさんは本当に予算のない中で一生懸命地域のために頑張っていますので、もう少し事務費ぐらいでもいいですので欲しいなと思います。ちょっと余談ですけども。

(山崎会長)

居長原さんの方から認定農業者の位置づけ、予算の問題も含めて話が及びましたが

(西尾農業農村支援課長)

認定農業者の関係ですが、1つは、特に県の考え方としまして、認定農業者だけが担い手ということで考えておるわけではございません。当然高齢者、兼業農家も含めて担い手と捉えておりますし、またそういった方が集落営農組織を作っていく場合も、それも担い手だという形で捉えています。ただ、認定農業者につきましては、先ほどご説明もさせていただきましたが、5年後の目標を持って継続性のある農業経営を続けていくということで、そういう方を認定していただくと。ただ、確かに経営の目標ということでございますので、それぞれの市町村の基本構想に基づいてですね、一定の所得目標というのを置いています。例えば400万円以上であるとか、そういったこともクリアできるような経営の計画を立てていただくということ。そこはちょっと高い目標という意見であったかと思いますが、そこは1つの目標ということで、規模拡大でありますとか、あるいは生産方式、経営管理の合理化、また農業に従事するいわゆる作業の改善とかいうことを一応目標に持って取り組んでいただいて、農業を継続していただく。我々も認定農業者を確保することが、後継者の確保にも繋がってまいりますので、そうしていきたいと思っています。

2番目の認定農業者を確保、何かしなければいけないというお話がありましたが、多分それぞれの事業とのリンクの話ではないかと思います。確かに国の事業とか県の事業を入

れる場合に、一定新規就農者の確保でありますとか、あるいは認定農業者を増やしていきますという一定の目標を持った上で、事業を導入していただいて、目標に基づいた審査をさせていただいているということでございます。なぜかと言いますと、やはり継続的に地域の人数を守っていくためには新規就農者あるいは継続性のある農業をされる認定農業者の確保というのは、大変重要でございますので、そういったことをポイントに置かせてもらっているということでご理解をいただきたいと思います。それからそれぞれの連絡会、認定農業者につきましてもそれぞれ励まし合って、あるいは技術交流等いただくような形で、各地域に市町村団体なんかで、認定農業者の連絡協議会を置いていただくようお願いもしております、ほとんど置いていただいております。県関係の組織もでございます。ただ予算につきましては、ここはちょっと市町村の方と確認させていただいて、ご検討させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(川上農業振興部長)

認定農業者の制度はご存知のように、国の施策が認定農業者等に集中・重点化することから認定農業者の確保対策が始まったわけです。これにつきましては、国の施策は、例えば各県の認定農業者の確保の状況によって、その施策を重点化、集中化していくんだという考え方が打ち出されました。その事から認定農業者の資格要件については、各市町村ごとの所得目標、所得基準が定められています。それをクリアするものが認定農業者になり得ると。先ほど西尾課長が言いましたように一定の申請をしていただいて、所得基準等をクリアすれば認定農業者になれるということでございます。他県と認定農業者の確保対策が、他県の方が進んでおれば、同じ施策があつて、それが競合する時には認定農業者の確保対策が進んでいるところへその施策がいくということがあり得るといふ国の考え方もございまして、そういう所得基準をクリアする認定農業者の確保対策は、できる限り進めていこうという形で進めてきているということです。無理矢理進めていくということではなくて、基準をクリアした方に認定農業者になっていただくという形でございます。それをご理解いただいて、再認定の時にはそういう認定農業者の所得基準にかかるかどうかということも問題になってくるということでございます。

(山崎会長)

よろしいでしょうか。能勢さんどうぞ

(能勢委員)

先ほど居長原さんの方からも言っていただきました。農村女性リーダーですが、最近大変活発になってきていると思います。知事さんも官民協働ということをおっしゃってくださっていますので、ぜひ予算の方をよろしくお願ひしたいと思います。

それで3点ほど質問というか、お伺ひしたいことがあります。まず1つ目ですが、4ペ

ージの7番の「新規就農者数」の所で、農家人口は減ってきていると思うんですが、減り方に比べてこの年間の目標というのは数値的には多いのか少ないのか私には分かりませんので、その辺をお伺いしたいです。今、雇用を農業に求めてきていると思うんですが、県の方としては、それに対してどのように対応していこうといているのかということをお伺いしたいと思います。

2点目といたしましては、5ページの「天敵導入農家率」の所ですが、重油や農薬などが高騰してきていますよね。経費が安定してくれることが天敵導入のやる気になる。みんながみんなではないと思うんですけど。重油がどのようになるか分からない状態でリスクの高い天敵導入をやってみようと思うには、経費がネックの1つではないかなという気もするので、何とか経費の安定というところを一緒に考えていただけたらと。そうすると天敵導入農家率も上がるのではないかと思います。

3点目ですが、8ページ33番の「農家民宿等の数」ですが、農家民宿をされている方の採算ややる気などはどうなんでしょうか。西の方では増えてきていると思うんですけど、東の方ではどうかなと。少ないと思うんですが、これはやりたい気持ちのある人の問題もあるかも知れませんが、もしかしたら行政の押しとかもあるのかなと思ったりもするので、東の方はどうなのかなということをお聞きしたいです。

(山崎会長)

3点、能勢さんの方から話がありました。まず新規就農者対策、予備軍も含めて。

(西尾農業農村支援課長)

新規就農者の目標値が年間150人とおいてるのは、これが高いか低いというお話だったと思いますが、新規就農者年間150人につきましては、ちょっと計算で申し訳ございませんが、主業農家と申しまして、農家所得の50%以上が農業所得で、しかも65歳未満の農業従事日数が60日以上の方が居る農家、これを主業農家と言います。これは平成17年のセンサスでは7287人でございまして、平成22年の推計値が5785人でございます。それを基にしまして、大体の世代交替の平均年数が37.5という数値がございまして、それで割りますと約150人となります。そういうことで150人というのは1つの目安として挙げております。それと過去に高知県で新たに就農された方が最高200人ということと、近年、段々下がっているという実態も含めまして1つの目安として150人という目標をおいてます。確かに新規就農、最近ここ5年では116人の平均でございまして。全国的には減少傾向ですが、何とか横這いになっていると。それと中四国では愛媛に次いで2番手で確保ができているということで、数字については高いとは言えませんが、横這いで何とかいっているというような状況です。

それと雇用のお話でございましたが、一応雇用と言いますと、まず第一義的に、私どもとしましては、農家経営をされる、いわゆる経営体の確保ということを第一義的に考えて

います。もちろん即経営されなくても法人へ就職されるという方もいると思っています。それともう一つは、パートという方もございますが、我々の仕組みとしましては、経営体としてやっていけるような形で、特に経営するには農業技術というものを身に付けていただく必要がございますので、農業技術を身につけていただくための研修制度、これを充実していきたいということで、例えば研修中の研修手当を市町村の事業を行うところは15万まで広げていきたいとか、月額ですね。また受け入れていただく農家については、5万円の報酬を払える仕組みにしたいということで、今回議会に提案させていただいているところでございます。またそういった研修を通じて、即経営されなくても、法人に雇われる場合でも、技術がある方がいいわけでございますし、法人の方もそういった方を求めておりますので、研修の機会を与えていきたいということで考えております。これがひいては雇用に繋がると考えています。以上でございます。

(川上農業振興部長)

雇用の問題と新規就農者の問題については、先ほど課長が言ったとおりですが、技術を学ぶことについての手当を今まで10万円でしたが、それを5万円増やそうという形で予算を要求しています。それから今までですと篤農家並びに農業士の所で現場研修をしていただいていたのですが、それについては無料でしていただいていた。サービスで。これはいくら何でもいけないだろうということで、受け入れていただく農家の方には月に5万円支給して、学びやすい環境、また受け入れやすい環境をつくって、新たな農業に入っていかれようとしている意欲のある方については、新規就農をしやすい環境を作っていこうという形で施策を打っています。

それから先ほどの農業コストの問題ですが、天敵等の農業コストの問題については、言われるように天敵導入、IPM技術が進むに従って今の農業コストをオーバーするような、環境保全型農業の普及ということはある得ないと思っています。やはりそのことをしっかり技術的にもコスト的にもクリアしながら進めていかないと、農家に対する説得力はないと思っていますので、そこはしっかり農家の皆さんと、その辺りの研究も一緒にしながら技術を高めていく。あるいは農業コストをどう落としていくかということについても一緒に考えて進めていきたいと思っています。農業コスト全体を去年より落としてくれということになるとなかなか難しい、外的要因が相当ございます。ただ、今ある農業コストの状態と天敵を入れていく状況については、当然農業コストの比較をしっかりとしながら、有利なIPM技術を含めた環境保全型農業の普及というものをしっかりとやっていきたいと思っています。

(山崎会長)

最後に農家民宿の開業状況、特に東部の方の動向等について質問があったと思いますが。

( 森田地産地消課長 )

農家民宿は、資料にありますように県内で 44 カ所ございますが、確かにご指摘のとおり東の方では安芸とか香美市、大豊町に 3 軒くらいあるということで、あとは大体中央部か西部の方が多くなっています。このため県としましては、希望がありましたら開業支援なりを、県も市町村と一緒に なりまして、地域支援企画員と一緒に なりまして開業支援をしてまいりますが、実態としてはそのような状況になっております。

( 山崎会長 )

能勢さん、よろしいでしょうか。このことについてご論議を深めていただきましたが、時間も大分経過しました。特に他の委員さんご意見等なければ。

( 西尾農業農村支援課長 )

すみません。先ほど新規就農とか認定農業者のお話がございますが、実は産業振興計画案、産業成長戦略の農業分野の資料 2-2 の 48 ページに、今回議会に提案しております新規就農者の支援策、先ほど部長が申しあげました受入農家の 5 万円とか、研修生への手当とか、そういったことを書いてありますので、ちょっとご参考にしていただいたら思っ  
てご紹介させていただきます。

( 山崎会長 )

ありがとうございました。いかがでしょう。予算の農業関係の進捗状況の報告等を中心にした論議、お構いなければこの程度にさせていただいて、事務局の方から説明の中にもありました数値目標の変更も含めて委員の皆さんのご理解、ご承認をいただいて、進捗状況の内容等についてもご了承いただいたということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

( 山崎会長 )

それでは、この項につきましては以上にさせていただきます、次に林業の方に移りたいと思いますが、( 3 時 ) 15 分まで休憩時間を取りたいと思います。

【 休 憩 】



【「木の産業づくりと森の再生プラン」と産業振興計画（林業分野）について報告】

（山崎会長）

委員の皆さんお集まりですので再開したいと思います。それでは4番目の「木の産業づくりと森の再生プラン」これにかかる進捗管理なり、産業振興計画との関連、また森林関係の産業振興計画の概要等について説明をお受けした後、意見交換をいたしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは事務局の方、ご説明を順次お願いしましょうか。

（土居森林政策課長）

森林政策課の土居です。よろしくお願いいいたします。座ったままでご説明させていただきます。

お手元に「木の産業づくりと森の再生プラン」といった黄色の資料をお配りしてございます。上の方に「木の産業づくりと森の再生プラン」と書いておりました、下の方に平成18年3月と書いてございますが、この審議会の林業部会の方でご議論、ご検討していただきまして、18年3月に策定したものでございます。上のタイトルの下にサブタイトルとして「木を育て、木に親しみ、木を活かす」と書いてございますが、これは平成7年に「木の文化県構想」というものを策定しております、そこでの3つの視点を持っておりまして、これが「木を育て、木に親しみ、木を活かす」という3つの視点がございまして、それをサブタイトルにしてございます。

開きますと目次ですが、さらに開いていただきまして、「策定の趣旨」というのがございます。このプランは高知の森づくりと木の産業づくりに関する県としての基本的な考え方や取組の方向を明らかにしますということを書いてございます。そして2の所で「プランの期間」という項目がございまして、プランの内容は概ね5年で見直しを行いますということが書いてございますが、特に終期を定めているわけではございません。それと3点目のプランの構成というものがございまして、このプランでは「中長期的な視点に立つて目指す姿と取組の基本的な方向」を示しています。その上でその方向に沿って、今後5年間に重点的に取り組み、実現しようとする目標を明らかにするといった構成になってございます。

3ページに移っていただきまして、取組の基本的な方向として、 に書いてございますように、多面的な機能を発揮できる多様で健全な森づくりを進めます、というのが1つ目の基本的な方向です。そして に移りまして、人や環境に優しい木材の積極的利用と木の産業づくりを進めます。というのが2つ目の基本的な方向でございます。

4ページに移っていただきまして、 というのが上の方にございまして、県民が森を知り、木に親しむ取組を進めます。ということを書いてございまして、この3つがプランの基本的な方向になってございます。

左斜め下に5というのがあり、今後5年間に重点的に取り組み、実現を目指す8つの目

標というのがございます。8つの目標につきましては、5ページの1番上にあります「多面的な機能を発揮できる多様で健全な森づくり」という1つ目の基本的な方向の中に、  
、  
の2つの項目が入ってございまして、基本的な方向の2番目の「積極的利用と木の産業づくり」の所では、「生産性が高く、若い人が働ける森をつくる」とか6ページにいきまして、  
、  
、  
といった形の項目が設定されています。そして7ページに移りまして、3つ目の基本的な方向でございます。「森を知り、木に親しむ暮らしづくり」では、  
、  
に書いているような、5年間で実現を目指す目標が書かれています。

そういったことを踏まえまして、次にお手元の資料の4?1がでございます。3枚紙ですが、進捗状況につきましてご報告させていただきたいと思っております。

最初に資料の見方でございますが、左の「目標」と「取組の方向と指標」の欄につきましては、先ほどご説明させていただきましたプランに示されております、今後5年間に重点的に取り組み、実現を目指す8つの目標の中身を記載してございます。そして、その右側は平成20年の取組状況を記載してございます。

時間の関係もございまして、主なものに絞らせてご説明させていただきます。

の「森林の多面的な機能の発揮」の「ゾーニングに基づく適切な森林整備の促進」では、ゾーニングに応じた管理手法の普及と森林の整備への支援を行うほか、後ほどご説明しますが、木材生産に適した森林において、「森の工場」を通じまして、継続的に活動できる生産基盤の整備を進めています。

「健全な森をつくる」の「間伐を5年間で7.5万ha実施」という項目では、平成19年度は1万850ha、平成20年度の見込み数字も1万1,000haとなっております。5年間で7万5,000haの目標面積を、1年間に直しますと1万5,000haになりますので、目標面積を下回る実績となっております。

この原因につきましては、例えば間伐しやすい場所は既に行っていること。昨年(1月)から京都議定書の温室効果ガスの削減目標を達成しなければならないという約束期間が始まっておりまして、森林吸収源対策として、民有林以外にも大きな事業量の増加がなされているところですが、一方の林業労働力は限られているといった事情があること。さらに民有林での間伐は、基本的に所有者負担を伴い、将来に向けた投資となるわけですが、木材価格が非常に安いといった状況が長期に続いており、投資に対する意欲が生じにくい、といった背景などが考えられます。

このため、関係する機関と情報交換の場を持ちますとともに、森林組合などには民有林の間伐を進めていただくよう強く要請を行いつつ、間伐を促進させるための対応策も講じることにしております。

3番目の「災害を受けた産地などについて概ね5年以内で復旧」では、現在81カ所で復旧工事を実施しておりまして、ほぼ予定どおりの進捗状況となっております。

2ページをお開きください。

「生産性が高く、若い人が働ける森をつくる」では、「森の工場」を5万6,000ha

に拡大することを目標に掲げ、森林を集約化、団地化して、安定的で効率的な原木生産ができるよう、作業道の整備や高性能林業機械の導入に対して支援を行っています。

こうした生産システムを進めていくためには、事業者の意識改革と併せて、現場での技術的支援が欠かせませんので、専任の普及職員を配置しまして、先導役となる事業者の育成や、森林組合と素材生産者、建設業者とのジョイントなどへの支援を行っています。

森の工場は、表にありますように 20 年度末には 60 工場、2 万 3,331ha となります。また、森林所有者に収支を含めた森林施業の提案を行うことができる施業プランナーの育成にも 19 の森林組合が取り組みました。

次に「民有林の木材生産量 36 万 m<sup>3</sup> に向け、林業就業者 1,700 人の確保」という項目ですが、かっこ書きで書いております 6 つの事業者が、高性能林業機械を導入し、新たな生産システムに取り組むことになりました。なお、その下にあります高性能林業機械の導入は、19 年度末時点で 185 台となっており、20 年度の導入予定 43 台を加えますと、累計で 230 台近くになります。また、林業の現場作業に必要な専門的技術・技能を修得するための総合的な研修を受けた基幹林業労働者は、20 年度に 32 人に増え、累計で 466 人となっています。

1 つ飛びまして、新規的林業就業者は、これは 19 年度の数値ですが、239 人となっております。林業就業者全体は、前年度に比べ 7 人増の 1,515 人となっています。また、若い就業者の育成確保では、緑の雇用事業の活用をはじめ林業体験教室のほか、林業労働力確保支援センターなどでの技術研修や、次のページにありますように、就職相談などを行っています。特に、県下で倒産や廃業が急増しております建設業者の林業への参入を促進するため、森林整備制度の勉強会や個別指導を行いまして、林業の担い手の拡大に努めています。

次に「時代のニーズに即した製品を供給していく」では、乾燥材の生産量を 5 万 m<sup>3</sup> に拡大することとしておりますが、19 年末の出荷量は目標値を超える 6 万 3 千 m<sup>3</sup> となっています。

その 1 つ下の「森林認証材の生産」についても、平成 19 年度末は 5,000m<sup>3</sup> を超える実績となっています。

次の「木を売っていく仕組みを作る」に移りまして、「低コスト輸配送システムを構築する」取組では、本山町で流通経路短縮による原木調達コスト削減を目指した実証実験を行っており、素材生産協同組合連合会と複数の企業との間で協定取引による原木の納入がなされています。

また、新たな流通拠点づくりに関しましては、先週、地元新聞の記事にありましたように、販売力を強化するため、近く設立される事業協同組合に対する支援を行うこととしています。

4 ページに移りまして、「県産の木材を徹底的に利用する」という目標では、公共工事で年間 6,550m<sup>3</sup> 以上の県産木材を利用し、県の施設は原則木造にするということに、

県をあげて取り組んでおりまして、県施設の木造化は6カ所、公共土木工事での木材使用量は平成19年度で4,713m<sup>3</sup>の実績となっております。

次の「木質バイオマス利用量を21万7,000トンに拡大」ということに関しましては、製材工場の端材として発生する木質バイオマスの利用が、橿原町、仁淀川町、須崎市などで行われており、また、園芸用ボイラーの実証実験は、先ほどの話にもございましたが安芸市、香南市、須崎市で行われています。

次の「森を知り、木に触れる取組を進める」の「森林保全ボランティアを30団体、1,000人以上に拡大」では、森林環境税を活用しまして、ボランティア団体の設立支援や安全研修などに取り組み、現在、登録団体は29団体、903人となっています。

次のページの「民間企業や地域の力を活かした森林整備を30カ所以上で実施」では、資料作成時点では37となっておりますが、現時点では39社の企業との協定が結ばれております。

これらの他、11月11日の「こうち山の日」の制定趣旨を活かした取組や、幼稚園児や保育園児から高校生までを対象にした様々な森林環境学習にも支援しています。

最後の「暮らしの中で木に触れ、木のものを使っていく」では、県産材を使った机や椅子を保育園や小学校に普及するための支援を継続して行っております。

以上、取組状況のご報告とさせていただきます。

続いて産業振興計画（林業分野）の成長戦略の概要をご報告させていただきます。

林業分野の産業成長戦略については、森林組合連合会の江口会長を部会長とする林業部会において、昨年6月以降7回の部会を開催し、検討してきました。なお、本日までご出席いただいております川田先生にも委員となっていただいております。

詳しいことについては資料2-2の赤いラベルの林業分野の所になるわけですが、若干字が小さいということもございますので資料2-3の11ページをご覧ください。

林業木材産業におきましても、他の産業と同様に昨年の秋以降、経営環境というのは非常に厳しい状況になっておりますが、長期的な視点で見ますと外材の輸入動向が不透明であること、また地球温暖化の防止など、森林の持つ公益的機能への期待や安全・安心な素材に対する関心の高まりなどもありまして、外材から国産材へといった基本的な流れは変わらないというふうに考えておりまして、本県の豊かな森林資源を有効に活用していくための森林整備や木材生産活動の活性化を、一層強く推し進めていくことにしています。

このため、上段にございますように「豊かな森林資源を活用した所得の向上と雇用の創出」といったことを林業分野の大きな目標としています。

具体的な戦略の柱としましては、左上に記載しておりますように、豊かな森林資源を循環的に活用するためには、まずは、林業や木材産業が安定して発展していく必要がありますので、「林業・木材産業の再生」を一番目の戦略の柱としています。

次に裏に移りまして、地球温暖化防止など環境貢献の観点からも、これからの新たな産業として期待がされております「木質バイオマス利用の拡大」を戦略の2つ目の柱として

います。さらに、中山間地域の活性化や所得の向上、雇用の場の確保を図るために、森のものを余すところなく活用していくという視点から、「森のものの活用」を3番目の柱とし、また、森林資源を活用していくための基盤となる「健全な森づくり」を4番目の柱にして、林業分野の成長戦略をとりまとめています。

前のページに戻っていただきまして、それぞれの項目について、左から「現状」、「目標」、「主な対策」を記載しています。また、中ほどの列の白抜き文字の中長期目標がございますが、これは概ね10年後の目指すべき姿ですが、この目標に向かって、具体的な取組を進めていくことにしています。また、「主な施策」の欄で、今回新しく始めることには を、拡充するものには をつけています。

それでは、1つ目の柱である「林業・木材産業の再生」からご説明します。

まず、「原木生産」については、木材価格の低迷に対応していくためには、より効率的な原木生産が必要となってきますが、 から に整理しましたように、森林の所有規模が小さく、まとまりのある施行地の確保が難しいことや、低コストでの生産能力を備えた事業者が少ないこと、担い手の高齢化と減少といった現状があります。

このような状況を踏まえすと、目標としてのキーワードは、やはり「集約化・効率化」といったことにならうかと思えます。

本県の豊かな森林資源を活かして、効率的な生産を行うために団地化された森林である、「森の工場」を整備すること、低価格でも収益を確保できる競争力を持った事業者を育成していくこと、を通じまして、原木の生産量を65万m<sup>3</sup>にするという中長期目標を掲げています。この目標値は、既存製材業や新生産システムへの参加事業者など、需要者側からの原木の必要量を積み上げまして、それに見合う原木を生産するといった考え方に立っています。また、これに対応する林業の担い手につきましては、作業内容のシュミレーションなどを行いまして1,700人としています。年収につきましては、本県の全産業平均の給与額である400万円を目標にしています。

主な施策につきましては、森の工場の設定には、所有規模の小さい森林所有者をまとめていく必要があり、これには大変な労力と費用が掛かりますので、集約化に向けたソフト対策を強化すること、また、森の工場を運営していく事業者のマネジメント能力を高めていただくための経営ビジョンの作成や、外部専門員によるアドバイスなどを強化することにしていきます。

林業の担い手については、効率的な生産システムに対応できる技術者の育成と確保に向けまして、特に所得の向上に着目した就労条件の改善、林業体験や研修など新規就業者等に対するきめ細やかな支援に取り組むとしている他、地域で頑張っておられます自伐林家の方などに対しては、小口の素材やバイオマスを引き取る仕組みづくりなどの支援策を行うことにしています。

次に加工の分野でございしますが、木材という自然素材に対して、安全・安心といった面での関心が高まっております一方で、製材品の工業製品化が求められていますが、県内の

多くの加工事業体は、乾燥や強度などといった品質に対する消費者のニーズに対応ができていないことや、大量に安定して供給できる体制にないといった現状があります。

このため、協同化や誘致による製材工場等の体制整備と、乾燥機の導入などによって製品の品質向上を進めることにしており、製材品の生産量の中長期目標を、先にも述べました原木の生産量の 65 万m<sup>3</sup> から、県外移出や製品化する際の歩留まりを考慮し、35 万 5,000m<sup>3</sup> としています。また、国産材の乾燥材の生産量は、高品質化を進めることとしておりまして、全体の 55%、11 万 9,000m<sup>3</sup> まで拡大することにしています。

主な施策としては、既存製材工場の協同化への支援や大型工場の誘致などによりまして生産量の拡大を行いますとともに、製材品の品質向上のため、加工分野での部品共同化の促進、JAS 制度の普及と認定工場を増やすこと、乾燥機やグレーティング機器の導入の促進に取り組むことにしています。

特に、既存製材工場の連携につきましては、推進チームをつくり、サポートすることにしています。

次に「流通」の分野につきましては、材価が低迷する中で、原木価格に占める流通コストの負担が大きいことや、大消費地から遠隔地であることから、小口輸送ではコストがハンディとなっているという現状があります。

このため、原木や製品の流通体制を整備し、流通を短絡化して、コストを下げ、安定供給ができるようにすることが求められています。

主な施策としては、山から工場への直送や協定による年間取引の推進、流通基地となる山元土場の増設への支援、原木市場のコスト改善に取り組むことにしています。また、製材品の流通においても、大口での輸送と、消費地で効率的な配送を行うため、製品市場の統合と共同による受注、仕上げ、輸配送の体制を整備することや、小規模製材工場が共同で輸配送する方法の研究、大消費地への流通拠点の設置を検討することにしています。

次の裏のページに移りまして、販売面では、県内企業は規模が小さく、営業力に限界があることから、製品市場に頼っており、出荷量、出荷額とも年々減少しています。また、森林県でありながら、戸建て住宅の木造率が低いといった現状もあります。

こういった状況を受けまして、販売力を強化するために、安全・安心で環境に配慮した産地の PR や、地産地消の推進、県産財をあらゆる所で積極的に使用していくことにしています。

具体的には、「れいほくスケルトン」のようなブランド戦略の構築や、消費地の工務店とのネットワークづくりの促進、県産材を利用した木造住宅建設の促進や、需要拡大のための支援などを行うことにしています。

次に 2 つ目の戦略の柱である「木質バイオマス利用の拡大」、これにつきましては、先ほど農業分野のところで議論が行われましたが、地球温暖化対策や、森林資源の有効活用の観点から、エネルギーとしての利用拡大に取り組むこととしています。中長期目標については、主な需要者から将来の見込み量をお伺いして、28 万トンに設定しています。

そのための施策として、大きな課題となっています。林地に放置されています林地残材の収集や運搬コストの低減に向けた取組や、木質バイオマス利用施設の整備に対する支援のほか、排出権取引などの社会的な支援の仕組みづくりにも取り組むことにしています。

3つ目の柱の「森のものの活用」は、森の資源を幅広い視点で活用していくことで、中山間地域の所得の向上や雇用の創出に繋げていこうとするものです。地域の様々な資源を多彩に組み合わせることで、付加価値を高めることや、自然志向へのニーズに合わせ、自然とのふれあいや林業体験のほか、農業など他の分野との連携により、都市との交流を促進させることとしています。

主な施策としては、特用林産物の生産活動への支援はもとより、零細な生産者が共同で集荷することや、直販所を利用した販売ルートづくり、交流人口の拡大に向けた地域に即した魅力あるメニューづくりへの支援などに取り組むことにしています。

最後の4つ目の柱は「健全な森づくり」です。

地球温暖化を防止するための二酸化炭素吸収源対策など森林の公益的機能が注目されていますが、一方では、木材価格が低く採算性が悪化していることにより、所有者の林業への関心が薄れ、管理されずに放置された森林が増加しているといった現状もあります。

このため、平成20年度から24年度までに7万5,000haの間伐を行うこととしています。同時に、森林を適正に管理する仕組みづくりにも取り組むこととしています。

具体的は、不在村化などにより、自ら管理できない森林については、例えば森林組合が管理を代行するなどの仕組みづくりの検討や、森林所有者への理解の促進に取り組むことにしています。

以上が産業振興計画の林業分野の成長戦略の概要でございますが、ここで先ほどもご説明させていただきましたプランと産業振興計画の関係についてご説明させていただきます。

農業分野のところでもお話がございましたように、産業成長戦略につきましては23年度に短期の目標を設定いたしまして、毎年PDCAサイクルを通じて、見直しをすることにしております。既存の計画との関係で申し上げますと、産業成長戦略、視野を広げる、具体的に踏み込むといった視点で点検、見直しをすること、生産、流通、加工、販売の各段階における施策を具体化する。あるいは産業間連携の施策を具体化するといった視点で産業成長戦略の検討がなされてきました。

木の産業づくりと森の再生プランにつきましては、先ほど申しました3つの基本的な方向があるわけですが、その中の2つ目の「木の産業づくり」の部分がございまして、こういったことを中心に、産業成長という視点での取組を、産業成長戦略の方はより具体化したものと捉えることができるのではないかと考えております。

資料の4?2がございまして、2枚紙となっております。先ほどの産業振興計画におきましては、可能な限り数値目標を掲げて取り組むことしておりますが、その結果、プランの「今後重点的に取組実現を目指す」項目の内容との齟齬が生じる場面が出てまいりました。そのため、整合させる必要がある項目に関して、プランの見直しを提案させていただきます。

す。

太い文字で標記している部分が、今回見直す部分となっています。

まず、「生産性が高く、若い人が働ける森をつくる」という項目の「森の工場の拡大面積を5万6,000haまで拡大」というところは、平成23年度時点で4万3,000haといった見直しです。

これは次のページに理由を書いておりますが、今回の産業振興計画の策定にあたり、これまでの森の工場づくりの進捗状況や森林資源の実情、さらには素材生産の実態から、単位面積当たりの生産可能量を高めに見積もることが適当であるということが分かりましたので、目標面積を見直しております。

次に、元のページに戻っていただきまして、「民有林の木材生産量年間36万m<sup>3</sup>の実現に向け、林業就業者1,700人を確保」ということにつきましては、平成23年度に向けて、「県内の木材生産量年間50万m<sup>3</sup>の実現に向け、林業就業者1,560人を確保」に見直しをしますとともに、現状の30万m<sup>3</sup>につきましても、平成18年度の数値である45万m<sup>3</sup>に見直しをさせていただきたいと考えています。

理由につきましては、別紙に書いておりますように、林業就業者数は、国有林の仕事をする人も含まれておりますので、国有林を含む木材の生産量という視点で、数字を見直しさせていただくことにしています。

また、林業就業者数についても、先ほど、プランの実績のところでご説明しましたように、高性能林業機械の導入により生産効率が高まってきているといった事情も考慮しまして、平成23年度時点での原木生産量、保育施業量、その他の施業量を見込みますとともに、年間就労日数について、策定当時は森林組合の実績をベースに1人当たり年間183日としておりましたものを、平成19年度に調査しました素材生産分野の就労実態から、年間200日といったことで分母を見直すことによりまして、1,560人に変更することにしていきます。

なお、現状に関する数値につきましては、民有林と国有林の合計値である45万m<sup>3</sup>に見直しさせていただくことにしています。

また、元に戻っていただきまして、の「時代のニーズに即した製品の供給をしていく」の「乾燥材の生産量を5万m<sup>3</sup>に拡大」につきましては、平成23年度に向けて、「乾燥材の生産量を6万9,000m<sup>3</sup>に拡大」に見直しをさせていただきたいと考えています。

これは別紙の理由のところに記載しておりますように、平成18年度の現状値が5万4,000m<sup>3</sup>となっていることが分かりましたことに加え、新生産システム計画分の5,000m<sup>3</sup>と共同乾燥の予定分を1万m<sup>3</sup>を加算することによりこの数字に見直しをするといったものでございます。

次に「県産の木材を徹底的に利用する」の一番下の項目であります「木質バイオマスの利用量を21万7,000トンに拡大」については、平成23年度に向けて「木質バイオマスの利用量を13万2,000トンに拡大」に、また、現状の数値についても平成17年



度の19万2,000トンと平成18年度の9万6,000トンに見直しをさせていただきたいと考えています。

理由につきましては、別紙に書いておりますように、これまでの指標はパルプチップ材を含んでいた数値でした。産業振興計画の策定にあたりましては、木質バイオマスをもっぱらエネルギー利用として整理した関係もございまして、パルプチップ材を除く数値に整理し直すといった考え方によるものです。

なお、23年度の目標値である13万2,000トンにつきましては、主な需要者の将来の需要見込みについて聴き取りなど行いまして、必要量を算定するという考え方のもと、製材廃材から9万8,000トン、林地残材から3万4,000トン、合計13万2,000トンを見込んでいます。

以上、長くなりましたが説明について終わらせていただきます。

(山崎会長)

再生プランの進捗状況、そして産業振興計画の林業分野の内容、合わせてご説明いただきました。ただ今からご意見等、お受けしたいと思います。どなたからでも結構です。お気づきの点、ございましたら、はい、どうぞ。

(西井委員)

林業分野は素人ですが、いつも県民の理解を得て、集められております森林環境税ですかね。これの用途について農業サイドからは羨ましい限りで、農業も水田等、理解を得たいなどは常々思っていることとございます。ちょっと今、見させてもらったら、45ページですか。森林環境税につきまして、15年度からの用途について、右側の表は、ハード事業がどんどん増えてきて、恐らく本来目標とされたソフトの方ですね、これの割合ですけども、減ってきています。その辺についてどうお考えで、どうしていくか、少し教えていただきたいと思います。

(山崎会長)

西井委員から森林環境税のことについて話がありましたが。

(土居森林政策課長)

「木の産業づくりと森の再生プラン」という冊子の中の45ページに、森林環境税のことが書かれております。実は森林環境税につきましては、平成15年度に導入され、19年度で5年間の期間が切れ、20年度から再度5年間の延長ということになっております。ここに書いてございますように、当初15年度は広報関係だとかPR関係といったソフト事業にお金を使っております、左上にありますような森林環境緊急保全事業といったハード事業の割合は23.3%と、非常に少なかったといったことがございました。そもそも

森林環境税は、大きく分けて2つの趣旨があります。やはり健全な森を作っていくという、主として森林の持つ環境面での機能を高めていくということが1つの中身になっておりまして、それはハード事業に該当してきます。それともう1つは、県民が森に親しみ理解を深めていただくということが2つ目の柱になっていまして、それはソフト事業といったことになっているわけですが、15年度発足当時はハード事業を、県が直営でやっていたこともございまして、15年度、16年度はハード事業の割合が少なかったということがございます。その後、委託方式に切り替えて自ら荒廃森林だとか、そういう所を見つけていただいて手を挙げていただいたところで、森林整備を進めていくといった方式に切り替えました。

自然循環林という、木材を生産するのに適したところのゾーニングではなくて、水土保持など、公益的な機能を発揮する、させるためのゾーニングのところを整備していくという考え方を取ったわけですけども、17年度以降は72%で、さらに18、19とハード事業の割合がどんどん増えていっているというのが実態です。2期目になりますと、若齢林の整備ということでハード事業の割合がさらに高めていっているという実態がございまして、そういったことでよろしいでしょうか。

(山崎会長)

他に何かお気づきの点とか。はい、どうぞ。

(西岡委員)

森の再生プランの2の間伐のことですが、45年前に山の中に住んでおりまして、親が病気になりましてその集落で真っ先に田んぼにスギを植えて出てきまして、非常にこういうことになると罪を感じるんですが、1つ質問なんですが、7.5万m<sup>3</sup>、これは間伐しなくてはならないということですか。高知県の対象面積に対して何%ぐらいなんでしょうか。

それともう1つは、大きい分の12ページですが、戦略1の販売の所です。実は生協全体でも何とか県産材を県内で流通したいなということで、塩田さんなんかとも相談し合いながら、そういう住宅の取組とかいろいろやっているんですが、せいぜい年間10棟ぐらい扱えればいいという現状ですが、厳しい中身になっています。そういうことは別として、ご承知のように田岡さんがご出席されていれば聞けばよかったです。嶺北のところで、あそこの木材を住宅のキットみたいにして準備されて、それをこの間、韓国で見本市みたいなのを開いたというのをニュースでやっていました。私もそれはどういうふうなのか見ていませんので、それがいいのかどうかの判断もできないのですが、なかなか県内だけでやはり県産材を消費流通させるのは困難だと思いますし、あのように日本でなくて外国にも輸出してやっていますので、ぜひ、多分県の方もそういう援助もし合いながらやっているとは思いますが、そういう県の補助とかしてやっているんでしょうか。それと

も、あの方達は単独でやっているんでしょうかという質問で、もし単独であれば、ぜひそういう支援、援助というのはいけないんでしょうかという質問です。

(山崎会長)

2点について。

(杉本林業改革課長)

ご説明させていただきます。間伐の面積7万5,000haの件なんですけど、これは実はよく聞かれる質問なんですけど、なかなか明確にお答えができなくて困っているんですけど、簡単に申し上げますと、人工林のスギ、ヒノキの面積というのは約30万ha、これは民有林ですけどあります。この内、間伐が必要であろう・・・、これは11年生辺りから45年生ぐらいまでを考えているんですけど、これが約22万haあります。この中で順次間伐を行っているという実情なんですけども、毎年々々必要なものではありませんので、10年に1回程度ローテーションで回ってますので、それが実際どのくらい行われているかと言いますと、毎年1万1,000から1万5,000ha程度、これを順番に回している限りは、全体が健全な状態に保てるということで、現時点で必要だと思われるものは、逆に1万5,000haの5年分ということで7万5,000ha、向こう5年間は7万5,000haとやっていくと比較的健全な状態に保てるというふうに考えて、そういう出し方で積んでいる数字です。

(大野木材産業課長)

販売に関することですが、まず嶺北スケルトンということがお話に出ました。嶺北スケルトンは基本的に日本の木造住宅を考えてきますと、非常にアイテム数が多いので1つ1つの部材にコストが掛かる。できるだけコスト削減をするために、部材を減らす。いわゆる企画材ができないかというところが話の出発点で、嶺北企画材ということで、アイテム数を減らした売り方をしていこうというところから発展していった、それでは構造体まで1つのモデルを作って、いくつかのバリエーションで売ってほしいのではないかと、というようなところに発展していったのが嶺北スケルトンというものでございます。これがこの度、今年の地場産業大賞を受けたわけでございますが、森林部としては最初の企画材の辺りに若干の支援をしていますし、嶺北スケルトンというブランド化にあたっては、県産品ブランド課の方で支援をして商品として仕上げております。

次に、昨日、県の職員も随行していましたが、韓国のキョンヒャンハウジングという、韓国内の住宅総合大展示会みたいなのがございまして、これに林野庁が一定のブースを借り受けまして、高知県をはじめいくつかの県が国産材を売り込みに行くというイベントが一昨日までありました。今朝ほど同行した職員から状況を聞きますと、結果としては非常に好評であったと。今、韓国は木造住宅に対するある種のブームというものが起こってお

りました。ただ、ここへきてウォンが非常に安くなっているということと、経済的な問題でそれぞれ向こうのハウスメーカーの方々と状況が一服したら、商談に進む可能性が非常に大きいというお話をいただきました。いくつかの企業はこの3月に高知の方に訪問をして、実際のものを見てみたいというふうなお話をいただいています。この取組に関しては、ブースの出店料等は林野庁がみています。いくつかのサポート的な費用については県の方で援助をさせていただいています。今後についてもこういったことに関しては、状況に応じて支援をしていく考えですし、木を使うという視点では生協さんの方にも吉田店の方に内装をどうですかというような営業もさせていただいていますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

(山崎会長)

他に、はいどうぞ。

(三谷委員)

すみません、ちょっと教えてください。先ほどのご説明の資料2-3、12ページなんですけれども、戦略の柱の3、「森のものの活用」というのがございますが、森だらけの高知県ですから、食べる方から言えば、食べるものがたくさんあるなと思ひながら聞いておったんですけれども、具体的にこの時の会の中で、例えば主な施策の中の1番の中に特用林産物の共同集荷や多様な販売づくりとか、その後の他との連携とメニューづくりへの支援とかいろいろありますが、具体的に何か出たお話があるんでしょうか。というのは、例えばシイタケとかいうのは、高知県はよく聞きますけれども、キノコ類というのは、今大変食の中ではブームでありまして、特に高知県のように自然の原木からできたような、いろんなキノコとか、そういうのは大変なこれからの将来性を秘めてるなと思ひておるんですが、何か具体的にそういう森の食材というのが出たのでしょうか。

(山崎会長)

どうぞ。

(大野木材産業課長)

これについては、確かにキノコ類ですとか、いろいろなものが森からは得られています。ただ、流通量と金額について言えば、その主なものは高知県では炭とキノコ類、いろんなものがございますが、それに加えてシキミ、サカキといったところが今の大きな金額を占めているところです。ただ、それをまとめて流通させているというのは、例えばキノコ類に関して言えば、西の方の大正、十和といった所、あるいは人工的に栽培するのであれば黒潮町というふうな産地が限定されてなかなか広がっておりません。ただ、生産そのものは、個々の林家なり農家の方が自家栽培の延長線上で、どうしても時季がよくなります

とキノコというのは非常にたくさんわっと出てくるような性格の品物でございますので、そういった時に何かしら共同で集めて、一定のまとまりを作れば、例えば旭食品さんのような方からも流通ルートに乗せられる量ができれば、もう少しお金になるんですがねというアドバイスもいただいていますので、残念ながら具体的に何かをどうこうということではなくて、21年からそういったものを具体的に取りまとめてみませんかというふうなことを地域支援企画員の皆さんだとか、林業事務所の者が個別にあたって、まとめていこうというのが今のところの計画でございます。

(三谷委員)

ありがとうございました。キノコ1つにしても売り方がたくさんありまして、アピール性のある売り方というのができると思うので、ちょっとそういう質問をさせていただきました。

(山崎会長)

ありがとうございました。他に、はいどうぞ。

(大山委員)

質問というよりもお願いになりますが、こちらの方でも戦略の2の木質バイオマスの利用拡大ということで、林業の方でも拳がっていますし、農業の分野からも、両側からこのことは拳がっていると思いますが、今のまさに、林の方から言いますと、原料の供給という問題があると思いますし、農の側で言いますと、それに適合した加温器、技術があるのかどうかとか、どんどんそういう技術も進んでいると思います。最後のところでは環境、この林業の計画に拳がっていますように、排出の社会的な排出権の取扱いといったことも、これから益々広がっていくんじゃないかと思います。それぞれ既に取り組んでいただいていますけれども、さらに林の側から言いますと、農業の分野だけではないかも分かりません。もっと幅広いと思いますが、少なくとも農と林の間で十分横の連携を取っていただいで供給体制、そして新しい技術、そういうものが少しでも前倒しで進めれるように、そのことが先ほど他の委員さんからもご発言がありましたコストを下げるということにも繋がると思います。東北でハウスを作るよりも高知で作った方が、元々燃料が少なくて済むわけですが、さらに競争力も高まっていくと思いますので、ぜひこれからも引き続き横の連携を取りながら取り組んでいただけたらと思います。

(山崎会長)

要望としてご意見を述べていただきました。他に、はいどうぞ。

(小門委員)

施策の中で、林業雇用労働者年収 400 万円という中長期目標が出てくるんですけど、ここでいう林業雇用労働者というのは、森林組合の作業班で働かれるような方をイメージして、その方が林業労働に従事することで 400 万円を収入で得られるというイメージですか。

(西村森づくり推進課長)

ここでは森林組合であるとか林業事業体に雇用される方の年収という考えです。

高知県の全産業の平均でいきますと月 28 万ぐらいもらっている方という想定で、それぐらいもらえれば、年収 400 万ぐらいになる。いろいろ保険料も含めてなんですけど。

(小門委員)

林業で働いている方の平均は。

(西村森づくり推進課長)

林業ですと今、年収ですと 200 万ぐらい。せいぜい 200 日ぐらい働いている方ですと 200 万ちょっとぐらいかなという感じを持っています。中には企業として努力されて、すでに 400 万ぐらい年収を払っている企業もありますので、目標としてはそういう企業を目指すというイメージです。

(小門委員)

仕事を増やすということですか。

(西村森づくり推進課長)

仕事を増やすというか、年 360 日あるんですけど、360 日はとても勤務ができません。せいぜい、雨の日も含めて 240 日いけばベストかなという思いをしています。そうすると、月我々普通の勤務する職員とそう変わらない勤務日数で月給制にして、月 28 万ぐらい月給を払うと年収 400 万ぐらいになるというイメージを持っています。

(臼井森林部長)

少し補足させていただきます。400 万というのは非常に高いハードルだというふうには認識はしています。ただ、山で暮らす以上、教育費も子どもも育てていかないといけないわけですので、400 万、県下の平均の年収を目指したいということです。今、ご質問にありましたように、現在森林組合なんかでも、これは聞き取り調査ですけど、いろいろしてみましても 200 何十万から 300 万の間というのがほとんどでございます。ただ、先ほど言いましたように、そういった中でも年間就労をしながら効率を上げている、生産性を上

げている森林組合なり事業体は 400 万を超える収入を得ている所もあります。そういったところをモデルに目指していきたいということでございまして、就労日数を増やして就労を守っていくというのが1つ。もう1つはやはり生産性を上げていく。その事業体が 400 万を払おうとしますと1人 500 万の生産が要ります。そういった意味で 500 万に相当する生産性を上げていくということを目標にやっていきたいというふうに思っています。

(山崎会長)

大分ご意見をいただきました。他になければ、この再生プランについても数値目標の設定の考え方のお話をいただきました。進捗状況の内容もご報告いただきました。報告内容をご理解いただいて、ご了承いただいたということに、再生プランについてもしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

#### 【 平成 21 年度当初予算見積概要について報告 】

(山崎会長)

それでは、議題 4 につきましては報告内容を了承したということにさせていただきます。最後、平成 21 年度の当初予算の見積概要につきまして、農業振興部、森林部からご報告いただきたいと思えます。

時間も経過していますので、重点に絞ってご報告いただければ幸いです、よろしくお願ひします。

(藤田農政企画課長)

それではまず農業振興部の平成 21 年度当初予算の見積概要についてご説明いたします。お配りしてあります資料の 3-3 をお願いいたします。平成 21 年度当初予算見積概要書でございます、

まず、1 ページをお開きください。21 年度の一般会計総額は 111 億 9,707 万 4,000 円で、対前年度比率は 94.9% になっております。これは土地改良事業等で完了箇所が増えたことによる基盤整備事業の減少と、競馬対策課の予算で、累積債務解消計画に基づく平成 21 年度の負担金を 2 月議会に提案しております補正予算で前倒して返済することにしたため、平成 21 年度分が縮小したことが主な原因でございます。

また、特別会計の農業改良資金助成事業は、3 億 7,206 万 9,000 円で、20 年度当初予算と比較して、4 億 3,737 万 8,000 円の減額となり、対前年度比率は 46% となっております。これは、主に特別会計が保有する資金のうち、当面活用する見込みのないものについて、国及び一般会計に償還する額が 20 年度よりも減少したことによるものです。

次に、2ページのA3の用紙をお開きください。

これは「まとまりの形成」を目的とした戦略的事業としまして、生産者、農業団体、行政等の関係者が、生産から流通・販売まで戦略を共有して、一体となって取組を進めていけるよう、総合的な戦略を実践していく予算を計上しております、その戦略的事業の概念図でございます。

次の3ページには、主要な事業を体系表でお示しをしております。

4ページをご覧くださいませ。

平成21年度の当初予算編成に当たっての「基本的な考え方」と「まとまりの形成を目的とした戦略的事業」についてご説明をいたします。

農業振興部では、先ほどお話ししました産業振興計画に沿って「次世代へ引き継ぐ魅力ある農業の実現」を目指して農業者や集落の所得の向上を図る取組を進めていくことにしております。

中ほどの表に斜体で記載していますが、産業振興計画の実行初年度として、基盤整備事業などを除きました、戦略的事業の予算につきましては、前年度比プラス13.5%と拡充、重点化をしております。

また、国の補正予算に対応しまして、21年度当初予算のうち、緊急雇用創出臨時特別基金及びふるさと雇用再生特別基金事業を活用して、新たな雇用機会の創出を図るため、約9,200万円を計上しております。

それでは主な事業の概要をご説明いたします。

最初の柱立ては「競合に打ち勝つ高知ブランドを再構築」でございますが、1つ目の項目の「生産から流通・販売までの一元的支援体制の構築」につきましては、産業振興計画における改革の方向の一つとして、首都圏など大消費地をターゲットにした商品づくりと販売の強化に全庁で取り組むこととしております。

5ページをお開きください。2つ目は「まとまりのある園芸産地の再構築」でございます。

本県農業を牽引していく園芸農業について生産者が力を合わせることで、高い技術レベルの産地を形成し、高品質な農産物を安定供給できる高知ブランドを再構築することで、消費地から高く評価されるような取組を進めるものです。

3つ目は「環境保全型農業のトップランナーの地位を確立」でございます。消費者の食の安全・安心志向に応えるために、環境保全型農業を県内全域に普及し、全国のトップランナーの地位を築く取組にさらに磨きをかけることで、他県の追随を許さない、全国に類を見ない農業県となり、販売戦略の大きな武器となると考えております。

下の端の小さなポチの「オランダウェストラント市?高知友好園芸農業協定締結事業」につきましては、環境保全型農業技術の世界のトップランナーであるオランダとの技術交流や量販店とタイアップした販売促進フェアの開催などにより、県内の農業者や関係者の意識をさらに高め、トップランナーの地位を築くスピードを加速させたいと考えております。



この協定の締結に向け、お互いのメリットが得られることにしっかりと留意して、協定内容の協議を進めていきたいと考えております。

4つ目は「生活できる所得を確保するこうち型集落営農の実現」でございます。中山間地域における農業で生活できる所得を確保する仕組みづくりを進めていくもので、収益性の高い園芸品目や畜産を導入する「こうち型集落営農」を推進するとともに、県内全域で集落営農の取組を進めていくことによって、農家の所得向上や集落の活性化を図ってまいります。

5つ目の「品目別総合戦略の実践」でございます。この内、「特産果樹振興対策事業」は、本県特産のブタンや新高ナシなどの振興策として、まとまりを形成する意欲のある産地に対して、高品質果実の生産を行うためのマルチ資材や遮光施設など、必要な資材の導入を支援するものでございます。

次の「農産振興対策事業」は、米農家の所得向上を図るため、地域特性を活かした特色のある米づくりへの取組と販売促進活動などを支援してまいります。

次の「土佐茶振興対策事業」では、中山間地域の基幹的な農産品である土佐茶の生産振興を図るため、生産者と関係団体が一体となった消費拡大等の取組を支援していきます。

次の「畜産経営生産性向上緊急対策事業」及び「地域畜産振興事業」につきましては、再生稲や飼料用米による生産コスト低減や飼養管理改善等、生産性の向上による畜産農家の経営安定を図るとともに、土佐和牛や土佐ジロー、土佐はちきん地鶏等、本県特産の畜産物について生産から流通・販売までを一体的に支援していくものでございます。

6つ目は「担い手の育成と生産資源の保全」でございます。これにつきましては、先ほど「新規就農総合対策事業」などで随分ご議論いただいたところでございます。

7ページをお願いいたします。「農業経営改善支援事業」は、経営再建に意欲的に取り組む農家やJAに対する支援として、個々の農家の経営実績から問題点等を分析診断し、その診断結果に基づいた栽培技術と経営管理の総合的な支援を行うなど、早期の経営安定・改善と経営の目標管理ができる経営体の育成を図ってまいります。また、農協に農作業の斡旋窓口を設置し、農家と求職者のマッチングとフォローアップを通じた地域の新たな雇用創出と迅速な産地の強化を図ってまいります。

さらに、「農業経営改善支援営農資金利子補給金」と「農業経営改善支援特別準備金出せん金」につきましては、農業経営改善支援の取組を、より実効のあるものとするために、対象となる経営支援農家の短期営農負債の利子負担軽減及び保証枠の拡大などを行うものです。

3年目となります「農地・水・環境保全向上対策事業」については、引き続き、農業用水路や農道等の資源保全を農業者だけでなく地域住民等も一緒になった、効果の高い共同活動体制を構築するとともに、より多くの地域が環境に配慮した先進的な営農活動に取り組むように支援してまいります。

続きまして、2番目の柱立ての「新たな取組による農業・農村の発展」でございます。

1つ目の項目「1.5 次産業の推進」につきましては、「農村の伝統的加工技術等育成支援事業」により、伝統的な地域固有の加工技術を選定し、競争力のある商品開発へとつなぐ仕組みを構築するほか、民間企業の商品開発のノウハウを融合させるなど、関係部局と連携して1.5 次産業の推進を全庁で進めてまいりたいと考えております。

2つ目は「高知の食」を活用した取組の拡大でございます。

3つ目は「グリーン・ツーリズムの推進」の小さいポツ「集落丸ごとグリーン・ツーリズム推進事業」は、集落がひとまとまりとなって生産、加工、体験、販売までを手がけ、グリーン・ツーリズムを集落の情報を丸ごと発信する手段として用いることで、地域にある価値をしっかりと外部に伝え、所得の向上につなげる取組を、モデル的に支援するものでございます。

以上が、簡単でございますが農業振興部の予算の概要でございます。

(山崎会長)

続いて森林部の方の説明をお願いします。

(土居森林政策課長)

資料の4-3をお出し願います。「平成21年度当初予算の概要」(森林部)と書いてございます。1ページ目のお開き願います。総括表でございますが、中ほどに記載していますように一般会計の総額は128億4,000万円余りで、前年比99.7%となっています。

次に記載しています特別会計の県営林事業は、3億6,000万円余りで、前年比94.4%、林業・木材産業改善資金助成事業の特別会計につきましては19億円余りで、前年比96%となっております。これらを合わせました森林部予算総額は151億円余りで、前年比99.1%となっております。

続きまして2ページには、主要事業体系を掲げております。

主要事業につきましては、先ほどご説明をいたしました「産業振興計画」の林業部門の産業成長戦略における4つの柱と、国の緊急雇用対策に基づく事業を整理して記載しています。

3ページに移りまして、「予算のポイント」として「基本的な考え方」を示しております。4ページ以降に施策の概要を記載していますが、時間の都合もございますので、主だったものについてだけご説明をさせていただきます。

まず1つ目の柱の「林業・木材産業の再生」の「原木の生産の集約化・効率化」の中にあります、「森林組合経営改善事業」では、森林組合が、安定的に経営を継続できる意欲と能力を備えた組織となるため、これを支える人材育成として、幹部職員を対象にしたスキルアップの研修を行うとともに、組合の中長期の経営ビジョン、木材生産計画をはじめとするアクションプログラムの策定に、取り組むための必要な経費を支援することとしています。

6 ページに移りまして、「販売力の強化」の下の方に の「地域材ブランド化推進事業」は、地域山財のブランド力の向上を図り、県産材を使った住宅建築を促進するため、市町村が建築するモデル住宅の設計や施工費等に対して助成するものです。

7 ページに移りまして、2 つ目の柱の「木質バイオマス利用の拡大」の「木質資源利用促進事業」では、化石燃料に代わる木質バイオマスエネルギーへの転換を促進し、バイオマス利用量を増加させるため、県内で発生する林地残材を使った木質バイオマスを燃料とする、農業ハウス用のボイラーなどの購入に対して、支援をしようとするものです。

次に3 つ目の柱の「森のものを活用」の 地域林業総合支援事業につきましては、先ほどシイタケの話も出てまいりましたが、地域の説くよう林産物の生産活動への支援に加えまして、共同出荷や販売の仕組みづくりなど、地域の要望に応じた森の資源を活かす取組に対し、市町村と連携して支援をしようとするものです。

8 ページに移りまして、4 つ目の柱「健全な森づくり」の 「森林管理適正化支援事業」につきましては、森林所有者の不在村化や管理意欲の低下により、適正な管理が行われない森林が増えている状況に対応するため、有識者等による森林管理手法検討会と言ったものを設置しまして、新たな森林管理の手法について検討を行いますとともに、モデル地域を選定し、実証することにより、課題の整理や検証をしていくことにしています。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

(山崎会長)

2 つの部署からの 21 年度の当初予算の概要をご説明いただきました。この内容につきましては、現在議会に諮って論議を進めていただいているということのようでございます。

内容をお聞きしたということで、このことについては終わりにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、本日ご用意しました議事並びに報告事項全体は終わりましたが、その他、特に委員さんの方からお気づきの点、ご要望等ございましたら。

なければ、今日の審議会以上で閉じさせていただきたいと思います。ちょうど4時半になりますが、本日の審議会、新しい委員さんのもと、農業の振興指針、林業の再生プランについての進捗状況の内容を中心に、大変熱心に多岐に渡るご意見いただきました。実のある審議会になったと思います。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、私の任務を終わらせていただきます。事務局の方にマイクをお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

(西岡農政企画課課長補佐)

長時間どうもありがとうございました。それでは以上で本日の会議の日程を全て終了いたします。どうもありがとうございました。

議事録署名人

委員 \_\_\_\_\_ 印

委員 \_\_\_\_\_ 印